



写

2 資 審 第 31 号
令和 2 年 12 月 22 日

農林水産大臣 野上 浩太郎 殿

農業資材審議会長 松井 徹



農薬の登録について（答申）

令和 2 年 8 月 20 日付け 2 消安第 2182 号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

オキサゾスルフィルを有効成分として含む農薬（別紙参照）の登録に当たっては、以下のとおりとすることが適当である。

農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度

有効成分以外の成分の総量	40 g/kg 以下
（オキサゾスルフィル	960 g/kg 以上）

以上

オキサゾスルフィルを有効成分として含む農薬一覧

登録番号	農薬の名称
—	アレス箱粒剤3